

公益財団法人鹿島美術財団
美術に関する調査研究助成
募集要項

1 趣旨

公益財団法人鹿島美術財団（以下、財団と称する）は我が国の美術の振興に寄与する調査研究の費用を助成し、当該助成のうち特に優れた成果を顕彰する。

2 対象分野

- (1) 絵画等に関する調査研究
- (2) 美術史に関する調査研究
- (3) 美術館学（保存、修復、維持等）に関する調査研究

3 研究課題

- (1) 上記対象分野における独自の研究課題で、研究期間の終了時に研究報告がまとめられる内容とする。
- (2) 申請する研究課題が、申請者による別の調査研究や他機関からの助成による調査研究と関連する場合、それら関連する調査研究を申請書に記述するとともに、申請する研究課題・テーマの表題・タイトル、内容説明、助成金の使途及び研究報告において、差異を明確に記述すること。

4 申請資格

助成候補者の国籍、所属機関、身分に特別の制限はないが以下の(1)～(3)の条件を全て満たす者

- (1) 美術史、芸術学もしくは、それに相当する専門領域の大学院博士後期課程在籍者^(注1)以上の学歴及び業績を有するもの、または、それに相当する研究歴及び業績を有する者
- (2) 申請及び研究報告にかかる書類の作成や一連の手続きを全て日本語で行える者
- (3) 上記(1)(2)を満たし、当財団の推薦委嘱者^(注2)もしくは、それ以外の推薦者^(注3)の推薦を受けた者

(注1) 過去に在籍していた者を含む

(注2) 「推薦委嘱者名簿」を参照のこと

(注3) 美術史、芸術学、もしくはそれに相当する専門領域の大学院博士後期課程を設置している大学の教授、准教授、美術館の場合には、館長、副館長、学芸部長・課長等。

5 研究期間

1年間(助成を受けた年の4月1日～翌年5月20日までの任意の1年間)

6 助成金額

1件あたりの上限を100万円とする。

7 助成金の使途

調査研究に直接必要な資料、消耗品、旅費、謝金、印刷製本費等とする。カメラ、ハードディスク等の機器類をはじめ当該調査研究以外の目的で使用できるものは対象とはならない。

8 鹿島美術財団賞・優秀賞

対象分野(1)～(3)の助成を受けて、特に優れた成果を挙げたものに対し、鹿島美術財団賞、優秀賞を授与し、顕彰する。

- (1) 対象分野(1)～(3)の助成を受けて提出された研究報告論文のうち、期限内に提出され、かつ『鹿島美術研究』に掲載された研究報告論文(注)を、鹿島美術財団賞、優秀賞選考の審査対象とする。
- (2) 受賞者(財団賞・優秀賞 原則各2名)には賞状と副賞を贈呈する。
- (3) 財団の研究発表会において研究成果を発表すること及びその発表をインターネット等で配信することに同意することを受賞の条件とする。

(注) 『鹿島美術研究』に掲載された研究報告論文であっても提出期限を過ぎたものは選考対象とはならない。

9 申請受付期間

[推薦者]

7月31日(必着)(注)

(注) 31日が土日の場合は、その直前の金曜日まで。

[申請者]

9月30日(必着)(注)

(注) 30日が土日の場合は、その直前の金曜日まで。

10 申請書類について

- (1) 申請書類は財団の web サイトよりダウンロードすること。
鹿島美術財団 URL <http://www.kajima-fa.or.jp/>
- (2) 申請書（2～3 頁の推薦書を含む）は電子データ（CD-R に保存）及びプリントアウトした申請書（A4 サイズ）に署名捺印した原本 1 部に加え、そのコピー1 部（A3 サイズ）を併せて、必ず書留便等配達を証明できる手段^(注1)にて財団宛に送付すること。
受付は郵送のみとし、持参は不可。
- (3) 電子データ^(注1)は、データ整理等に使用するため、ダウンロードした際のファイル形式（Word、Excel）のままで CD-R に保存して送ること。
PDF は不可。

(注1) 書留便等以外で郵送したために、申請書が紛失等の事故に遭っても、財団は責任を負いかねるので注意すること。

(注2) 上述の申請書データには、署名・捺印は不要。
申請書用紙の 2～3 頁（推薦書）が手書きの場合には、データの提出は不要。空欄のまま保存すること。

11 選考、結果の開示及び、助成金の交付

- (1) 選考
提出された申請書に基づき、財団の選考委員による事前審査を経て、翌年 1 月開催の選考委員会に附議し、最終選考を経て内定する。
3 月開催の理事会の承認を経て正式に決定される。
- (2) 結果の開示
4 月上旬までに申請者及び推薦者に文書で通知する。
- (3) 助成金の交付
5 月開催の助成金贈呈式にて交付する。

12 助成者の義務（助成者の容認事項）

- (1) 申請書に記載された調査研究の目的は、原則として助成金が交付された年の年報に研究目的の概要として全文掲載される。掲載に際し、年報全体として用語や書式などの統一を取るために若干の変更を加える場合がある。事前の申し出がない限り、承諾があったものと見なし、掲載内容の確認はしない。
- (2) 助成者は、交付された翌年 5 月 20 日まで（必着^(注)）に所定の用紙にて報告書（助成金の使途の内訳、報告論文を含む）を提出すること。

(注) 20 日が土日の場合は、その直前の金曜日

- (3) 報告論文は38字×32行、注釈を入れて、8,000字以内とし、その内容を保存したCD-R等と印刷した原稿を提出。写真、図版、表などは併せてB5判で3頁以内に収まる枚数とすること。
- (4) 提出された報告論文を『鹿島美術研究』（年報別冊）に掲載する権利、及び財団が発行または編集する書籍・雑誌・電子出版物に転載しインターネットそのほかの方法により公衆送信する権利並びに他者に対し、転載、及び公衆送信の許諾をする権利は財団が有するものとし、助成者は、この件に関しては、著作権及び著作者人格権を含む一切の権利を主張しない。
- (5) 報告論文の内容に関する責任は一切執筆者が負うものとし、発生したクレーム・事故について財団はいかなる責任も負わない。
- (6) 図版に係る権利者等からの掲載・使用許可等について助成者の責任で然るべき手続きをとり、許可に要する費用も助成者が負担すること。但し、必要に応じて、財団は論文掲載証明書を発行する。
- (7) 助成者自身の報告論文が掲載された『鹿島美術研究』1部と電子版抜刷を1部、刊行後1～2ヶ月で助成者に送付する。
- (8) 他の学会誌などで発表した論文をもって、財団へ提出する報告論文に代えることはできない。
- (9) 報告論文及び助成を受けた研究成果について、他の学会誌などでの発表を考えている場合は必ず事前に財団まで連絡し、その承諾を得ること。また、当該承諾を得て発表するに際しては財団から助成を受けた研究である旨を必ず明示すること。
- (10) 報告書を上記(2)の期限までに提出できない場合には、遅滞なく財団理事長宛に遅延理由書を提出すること。
- (11) 財団から再三の督促を受けても報告書が提出されない場合には、推薦者に報告する。財団から推薦者へ助成者に対する報告書提出の督促をお願いすることがある。
- (12) 財団及び推薦者からの督促を受けても報告書が提出されない場合は、原則として助成者に対し助成金の返還を求める。
- (13) 日本学術振興会等、他の機関からの助成、または研究奨励金の支給を受ける等の理由で、財団の助成を辞退しなければならなくなった場合は、予め推薦者の了承を得て、速やかに申し出ること。
- (14) 助成金の未使用分については返金するものとする。
- (15) 財団の助成制度の充実等を図るため、助成者に対し助成期間終了時、及びその後10年間程度まで、就職等の現況調査等を行っている。本調査への協力は助成金交付の条件とする。

なお、本調査や助成制度の検討に際し、助成期間終了後であっても連絡することがあるため、連絡先の住所、所属機関、Eメールアドレス等が変更になった場合は速やかに届け出ること。

- (16)本助成にかかわる費用の領収書は必ず助成者が保管すること。
必要に応じ、提出していただくことがある。

13 その他

財団は、申請者、推薦者ともに上記のすべての事項を了解のうえ、申請書を提出したものと見做す。

[問い合わせ先]

公益財団法人鹿島美術財団 「美術に関する調査研究助成」係
〒107-8502 東京都港区赤坂 6-5-30
Tel 03-3582-5920 Fax 03-5561-2016
E-mail bizaijosei@kajima-fa.or.jp